



中心道

公認講師規約

(株)ヒューマンパワーイノベーション

第1版

この公認講師規約（以下「本規約」という）は、中心道文武協会（以下「本協会」という）との関係に適用する。

総則

第1条（本規約の適用）

本協会は、公認講師との間に本規約を定め、これにより本協会の運営を行う。また、本協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成する。

第2条（本規約の変更）

本協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本協会の議決を経て、本規約を変更することがある。

第3条（公認講師について）

公認講師とは、本協会の目的及び研究開発に賛同して協力し、本協会が認定する公認講師資格を取得したものとする。尚、資格取得後も本協会主催勉強会等を利用し、最新情報取得や技術向上に努めるものとする。

公認講師資格受講料（士魂塾） 880,000円＋消費税

第4条（公認講師資格有効期限と更新について）

公認講師資格は取得後1年を有効期限とする。

資格更新については、本協会が主催する年2回の全国塾長合宿に必ず参加し、指導力のスキルアップ及び全国会議への出席をすること。且つ、資格取得時に公認料の登録を行う事。（公認料は公認講師資格取得後も更なる向上の為、全国塾長合宿、情報の発信、年1回の公認通知発送手数料等、本協会運営費として使わせて頂きます。）

公認料 300,000円（※毎年更新）

※全国塾長合宿などの参加費は告知とともに料金をお知らせ致します。

第5条（公認講師申込の拒絶）

本協会は、申込者が次の各号に該当する場合は、公認講師を認めない場合がある。

- (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) その他、前各号に準ずる場合で、本協会が入会を適当でないと判断した場合

第6条（公認講師の権利）

- (1) 公認講師は、本協会発信のチラシ・名刺の発注依頼を行うことができる。
- (2) 公認講師に与えられた権利は、各地域での「空の法則」「中心の法則」「波の法則」に関する私塾を「中心道〇〇塾」という名称を用いて開催することができ、それに伴うテキスト等の販売を行うことができるものとする。但し、塾の名称については事前に本協会の承認を得ることとする。
- (3) 公認講師は、本協会開催の中心道士魂塾を受講し合格した場合、公認講師としての権

利を有することが出来る。

- (5) 各地域で私塾を開催する場合は本協会の指定する方法により申請を行い、本協会で定めた資料（テキスト等）以外に資料及びパワーポイント等の映像及び写真等を用いる場合は、必ず本協会の承認を得ることとする。
- (6) 公認講師は、「人間塾」「武士道塾」「武術」「丹術」等の中心道文武会館実施プログラムに人材を紹介しその人材が入塾した場合、段階に応じて別に定める料率により紹介料が発生するものとする。但し、紹介した人材を本山に丸投げし育成を怠慢していると本協会が判断した場合、第10条に規定する資格の停止または除名の対象となる場合がある。

※別紙参照

第7条（公認講師の義務）

- (1) 公認講師は、中心道生として在籍し自ら積極的に本山へ通い、自身の更なる進化向上に努めることとする。
- (2) 公認講師は、人材の発掘に努め自分が育成する塾生に対し誠意を持って継続的に指導監督に努めることとする。
- (3) 公認講師は、私塾において基礎課程が終了した塾生を積極的に本山で行われる塾へと紹介することで更なる進化を促し、一人の人材を公認講師と本山が連携して育成していく意識を持って活動することとする。
- (4) 公認講師は、国力を上げるため文武教育の普及に努め、脱構築機能内蔵集団として現状に満足することなく、本協会と協力し共に中心道組織のイノベーションを起こしていく気概を持って活動することとする。
- (5) 公認講師は、資格を行使するために年2回の全国塾長合宿に必ず出席し、指導力のスキルアップ及び全国会議への出席に努めることとする。
- (6) 公認講師は、本協会からの連絡に応じなければならない。
- (7) 本協会は、「中心道〇〇塾」の名のもとに行われる私塾の全ての活動を管理下に置く権利を有し、当該活動について変更や中止を含む指導を行う場合がある。公認講師はこの指導に従わなければならない。
- (8) 公認講師は、「中心道〇〇塾」の名のもとに行われる私塾に関して宣伝・広告（インターネット、チラシを含む）などをする場合、又は取材を受ける場合は、本協会に報告し、承認を得なければならない。
- (9) 本協会が公認講師に要請した活動及び公認講師からの事前申請があり、これを了承した活動については、本協会は一定の責任を有する。従って、本協会はその責任を果たすため、当該活動を一定の管理下に置き、公認講師に活動の報告を求め、相談に応じ、指導及び監督を行うことがある。公認講師はこの指導に従わなければならない。
- (10) 公認講師は、一般社会通念に従い善意をもって活動にあたり、公認講師の不法行為、悪意、無責任、信義誠実、公序良俗に反する行為、重大な過失を犯してはならない。
- (11) 前各項に違反していると本協会が認めた場合、勧告を行う。尚、勧告後速やかに改善されない場合は、第10条に規定する資格の停止または除名の対象となる場合がある。

第8条（公認講師の資格継承）

公認講師が退会あるいは死亡した場合には、公認講師資格は失われる。第三者への資格継承はできない。

第9条（公認講師の氏名及び名称等の変更）

- (1) 公認講師は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を本協会に通知する必要がある。
- (2) 前項に規定する変更通知の不在によって、本協会からの公認講師への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、本協会はその責を負わないものとする。

第10条（公認講師資格の停止・除名）

本協会は公認講師が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会の議決をもって当該公認講師に対し事前に通知及び勧告することなく、当該公認講師資格を停止または除名することがある。この場合には、本協会は、当該公認講師に対し、支払い済みの公認料を返還しないこととする。

- (1) 中心道生として在籍し、積極的に本山へ通うことで自身の更なる進化向上に努めることを怠っていると本協会が判断したとき
- (2) 年2回の全国塾長合宿に参加しなかったとき
- (3) 更新時に必要な義務を果たしていないとき
- (4) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (5) 本協会、他の公認講師または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (6) 本協会、他の公認講師または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (7) 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (8) 本協会の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- (9) この公認講師規約に違反したとき
- (10) 第三者に指導情報をもらしたとき
- (11) その他、本協会が公認講師として不相当と判断したとき

第11条（公認講師資格の解除）

- (1) 公認講師は本協会に対し、書面で通知することにより、公認講師資格を解除することができる。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとする。
- (2) 前項の規定により、公認講師資格が解除された場合、すでに支払済みの受講料並びに公認料等の返還を受けることはできない。
- (3) 本条第1項により、公認講師資格が解除された場合、速やかに本協会が発行したテキスト・公認講師認定証書及びそれに付随する備品等を返却しなければならない。
- (4) 前項に違反していると本協会が判断した場合、法的措置を講じる場合がある。

第12条（公認講師資格の継続）

- (1) 公認講師資格有効期間は、公認講師認定証書の発行後1年とする。
- (2) 公認講師資格有効期間が満了する場合には、本協会の用いる方法により、継続のための案内を公認講師に通知する。
- (3) 公認講師資格は、本協会の定める方法による公認料の払込みが本協会に確認され、且つ、公認講師資格更新のための義務を果たしていることをもって継続されるものとする。

る。

(4) 一度払い込まれた公認料の返還は受けられない。

第13条（公認講師認定証書の発行）

(1) 本協会は、公認講師に対し、1枚の認定証書を発行する。

(2) 公認講師認定証書は当該認定講師以外のものに使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことはできない。

第14条（公認講師資格有効期間終了に伴う措置）

(1) 公認講師資格有効期間が過ぎ、本協会からの通知のあとも、本協会が該当公認講師の更新の意思及び公認料の支払いを確認できず、公認講師資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該公認講師の資格が失われた場合は、公認講師の権利の行使を停止し、本協会に対し債務があった場合はすみやかに清算しなければならない。

(2) 理由を問わず、公認講師資格有効期限後に速やかに本協会が発行したテキスト・公認講師認定証書及びそれに付随する備品等を返却しなければならない。

(3) 理由を問わず、公認講師有効期間が切れた後に、中心道の名のもとに活動してはならない。

(4) 理由を問わず、公認講師資格有効期間が切れた後に、中心道総本山文武会館実施プログラムと酷似するものを利用して活動してはならない。

(5) 前各項に違反していると本協会が判断した場合、法的措置を講じる場合がある。

第15条（損害賠償）

(1) 公認講師が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって本協会が損害を受けた場合、当該公認講師は、本協会が受けた損害を本協会に賠償しなければならない。

(2) 公認講師資格が解除された場合も、前項の規定は継続する。

第16条（免責事項）

本協会は、公認講師が開催する私塾中に生じたクレームについて、本協会に故意又は重過失がない限り、責任を負わないものとする。

第17条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、本協会の議決を経て、順次定めるものとする。

本規約第1版は2020年3月1日より実施する。

中心道文武協会

株式会社ヒューマンパワーイノベーション
〒413-0032 静岡県熱海市梅園町 22-23
TEL 0557-48-7477 FAX 0557-48-7477
Mail: k.suda.hpi@gmail.com

中心道創始者 **須田 達史**